

風俗営業者等の欠格事由の一部変更について（令和元年 12 月 14 日施行）

■ 改正内容について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の営業者等の欠格事由が令和元年 12 月 14 日から一部変更となりました。

【変更内容】

風俗営業者等の欠格事由

- 「成年被後見人、被保佐人」の規定が削除されました。
- 「心身の故障により風俗営業の業務を適正に実行することができない者」が新設されました。

【必要書類の変更点】

- 「登記されていないことの証明書」が不要となりました。
- 「誓約書」の内容が一部変更となりました。

【変更後の欠格事由】

■ 許可を受けることができない人

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は一定の罪（風営法第4条第1項第2号に列記）を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 集团的、常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実行することができない者
- 風俗営業の許可を取り消されて5年を経過しない者
- 法人の役員、法定代理人が上記の事項に該当するとき等